

(議長)

「小野寺議員」の発言を許可します。

「小野寺議員」

「小野寺議員」

今議会最後の質問になります。

4 つ質問用意しておりますが、まず最初に大項目で高齢者等の見守りについて、ということであります。

この間、本会議でも2年3年に渡りまして防災の問題、そしてこういう高齢者等の問題も出してきました。先程小林議員からは防災訓練の話ありました。個々にそれでは住民、特に避難にあたって身体が大変難儀する、逃げるのに時間がかかるなどなど、そういう人たちの対応、それから普段の見守り。この点についても取り上げて参りました。改めて今日取り上げましたのは、町長もご存じのとおり、法律が改正されました。災害対策基本法、これに先程言いました高齢者等の見守りのことについても謳われているんですが、これが改正されました。それを踏まえて、今回改めて質問させて頂いた次第でございます。

3点ありますが、一つはその法律改正の趣旨に照らして、それでは江差としてどうかということですが、実は今まで災害時要援護者とかそういう言い方をしていたのが、今度の法律改正で名称が『避難行動要支援者』というふうに法律では改正されておりますので、私もこの言葉を使います。

それで今言いました避難行動要支援者、その名簿作成これが法律で義務付けられた訳であります。もちろん、いろんな江差町としての地域防災計画等々の全体的な見直し整合性ということも当然ありますが、いずれにしても、これは急がれることですので、この点、どういうふうになっているかを聞きたい。

で、併せて今回法律の改正に照らしてという設問ですが、とは言いながらも、江差町この間、町長のこの何年間のご努力で担当段階でも相当進んでおります。いわゆる、高齢者等の見守りと支えのネットワーク作りということで来ておりますが、今までやってきた部分と併せて今回のこの法律改正に基づいて義務付けられるという部分が出てきます。この結びつけといいますか、繋がりをどのようにやっていくか、これも大変な問題だと思っておりますが、お聞きしたいと思っております。

三つ目にこの見守り、これはもちろん役場の職員が全部やれる訳でもありませんし、日常的には何がしかはやれたとしても、災害時はとてもやれない。そういう意味でこのまもう、この間、町長も執行方針等々で言うております、この数年来、担当課がご努力して地域で自主防災組織を何箇所か作られております。問題は先程言いました避難行動要支援者、歩くのに大変だ、避難するなんてすぐできない、などなど、そういう方々をどうするかという場合の受け皿、それはどうしても自主防災組織、町内会等々が

中心になろうと思いますが、一番この間難儀してたのが、一生懸命頑張っても結局全体的にはその避難行動要支援者、こういう方々が必ずしも実態としてはつかめない。プライバシーの問題もあってそこは必ずしも十分に地域には押さえられていない。で、今度、行政としては名簿をその避難者、高齢者だとか障害受けている方とか、そういう名簿を作りなさいってなりましたが、じゃそれを自主防災組織にどうするのか、という点ではこれも法律に基づいて結構難儀なところになっております。改めて自主防災組織に対しての情報提供ということをどのように考えているか教えて頂きたいと思います。

以上3点お願い致します。

(議長)

「町長」

「町長」

小野寺議員から高齢者等の見守りについてのご質問がありました。高齢者などの見守りに係る災害時の避難支援についてでありますけれども、平成23年の、ご案内のとおり、東日本大震災においては、被災者全体の死者数のうち高齢者の死者数は約6割という数字に上った教訓を踏まえて、災害弱者である高齢者や障害者を登録する避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けを柱とする災害対策基本法の一部改正が行われた訳であります。当町では平成24年度に「要支援者(援護者)支援システム」を導入し、希望された126名の方が要援護者台帳に登録しておりますけれども、法改正により、本人が同意するかしないかにかかわらず、台帳作成が義務化されました。町としては、本年度中に要援護者支援要綱の基準により台帳整備を行う予定であり、高齢者見守り支えネットワークや民生委員等と連携を図り登録者の情報内容を充実したものになりたいと考えているところであります。

また、自主防災組織につきましては、町内に現在5団体が設立され、避難訓練や研修会への参加など、地域住民主体の自主防災組織の活動が減災に繋がるものと期待しており、地域においても災害弱者の情報を把握しておくことが災害時の支援には必要であり、江差町個人情報保護条例に基づき情報提供をして参りたいと、このように考えているところでありますので、ご理解頂ければというふうに思います。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」

## 「小野寺議員」

今の町長の答弁、分かりました。

それで、私も法律が改正されたからすぐ、翌日からすぐこれでやれ、ということにはならないのも十分理解しております。もちろん先程言いましたいろんな手続き関係も必要ですので、今年いっぱいというのも正直やむを得ないのかなあとは思いますが、これは担当ですね、あの、なるべく早くやって貰いたいと、まあこれは質問ということではなくて要望になるんですが、それはお願いするしかないんですが、問題はこれ今度こっちの方向いて言います。

自主防災組織こっちですよ。で、こっち向いて言いますが、これも実は急がれるのは、名簿作り一生懸命やったとして、やって貰うとしてですね、今度それを使う側ですよ。先程 5 団体、これ 5 団体っていうことは増えてないですね、多分。あの前任者、前課長の時から頑張っていて、今大坂課長ですけれども、多分増えてないですよ。それで私も地元で自主防災組織に関わってますが、事実上は町内会がきちっといろいろ国が示した一定のシステムで自主防災組織を作ると、ですから実態は町内会が一定の要件を整えて自主防災組織と、それはもう当然というか、一番望ましいと思うんですが、とは言いながら、今言いました法律改正は残念ながら町内会にダイレクトに情報提供していいということにはなっていない。私これは本当に法の不備だと思うんですが、残念ながら自主防災組織に、もちろん民生委員等他の団体もありますが、地域でいうと自主防災組織、というふうに法律で謳われてる以上は残念ですが、我々としてはきちっと町内会を中心として自主防災組織を作らざるをえない。残念ながらですね、今の法律。とすると、急いで今名簿が年内に一定程度作られるとして、並行してその受け皿の自主防災組織も作っていかなかったら、せっかく作った名簿を地域できちっと活用すると、一生懸命太田課長の方で頑張ったとしてですね、という意味では、建設(水道)課長の部分になるんですが、結構難しいですね、自主防災組織。いくら弾力的に作ったと言ったって、一定のものを要件を整えなければならない、という意味では、前任者もそうでしたが、相当、担当課の援助が無いと自主防災組織作れないと思うんです。で、その点今、どのように考えてるかということと、もう一つ、これはなかなか私としても質問組み立て難しいんですが、思いきって言うとなると、小さな町内会、今あのなかなか日常の葬祭だとかもちろん地域の清掃もそうでしょう、更にはお祭りもそうかもしれません。なかなか一町内会では運営が大変厳しくなっている、そういう意味では町長の言っている町職員がそれぞれ地域で協働でまちづくりやんなさいと、これ正しく町長の言っているとおりでと思うんですが、一町内会で一自主防災組織を作って、そこで完結しなさいっていうのはね、なかなか私、国の言うのもちょっと難しいなあって気もするんですよ。別に国は一町内会イコール一自主防災組織とは言ってませんよ。言ってませんが、実態としたらそういうことですよ。そこら辺も考えないと、簡単にこの法律改正に基づいて自主防災組織があれば自主防災組織に、もちろん、それぞれの本人の同意とい

う前提ですが、個人の名簿を提供できるということが活かされない。と、思うんですね。そこら辺の考えについても、ちょっと担当課のご見解を伺いたと思います。

(議長)

はい、「建設水道課長」

「建設水道課長」

小野寺議員ご質問のとおり平成 25 年の 6 月に災害対策基本法の一部が改正された、それでいわゆる今の避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた、でその前提となるものは地域防災計画。これをきちっと避難行動要支援者の名簿の位置付けを地域防災計画に定めなさいと、というような内容になって、これは福祉部局と防災部局で共に連携をしていかなければならない。ですから、地域防災計画の見直しに当たっては、いわゆる今の自主防災組織、この結成の拡大を急がれる訳なんです。それについては町内会連合会を通しながら、我々も積極的に入っていききたい、そして結成を促していきたい、そう考えてます。

尚、やはり小規模な町内会、世帯数の少ない、高齢者世帯のそういうような町内会に対して、自主防災組織を作りなさいともなかなかこれ、町内会の運営だけでも厳しいもの、そういうふうと考えてます。で、そういう小さな町内会については我々職員が町内会に入って行って、共にですね、やれるようなそういう担当者が地域に出向くそしてその町内会活動の中に自主防災組織、これは少数であっても、というような連絡体制をとれるかということは、今後地域に入って考えていきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

(議長)

いいですか。

「小野寺議員」

はい、分かりました。

(議長)

はい、「小野寺議員」

「小野寺議員」

次、2 問目に移ります。

国民健康保険の制度のことなんです、実はこのことについてはこの間、一般質問だけじゃなくて予算審議決算審議などで何度か角度を変えながらお聞きしてることで、

全く新しい提起ではありませんが、改めてこの場で取り上げましたのは、結構余所の町でも私と似たような問題意識で取り上げ尚且つそれに向けて一定の改善っていいですか、そうだ、実施してるとこもあるんだとか、それから役場の中でもその点はかなり問題意識持って検討してるんだなとかっていうこと改めて少し勉強する機会がありましたので、ちょっと取り上げました。

でまず、いろいろ個々のことに、国民健康保険について聞きたいことは山程あるんですが、2点だけ絞りました。

一つは、国民健康保険税が高いとかですね、今日はその論議はしません。しませんが、納期の問題です。仮に今の国民健康保険税がそのままだとして、それでも12回で払うか、6回で払うか。6回で払うということは要するに負担感で言うと貯めとけばあれでしょうけれども、まあ2カ月分ですよ。なかなか今家計の大変な中で、毎月毎月きちっと払う部分と、12回じゃなくて6回で払う、江差7月から6回ですね。残りの部分ではあつて言い方しておりますけれども、基本的には6回です。それで4月からやるところもあるんですよ。これは前も言ったことがあります。それから、まあ10回とか、少しでも1回分を払う、やりくりする部分についても1回部分を少なくするというので、検討するという所もあるし、既にもうやってる所もあるんです。それで前にもこれ聞いたことありました。今日はその問題はですね、江差町ができないとすれば、江差町として何が理由なのか。余所ができて江差町ができないとすれば何なのか。もう端的に教えて貰いたい。これが一つ。

それから二つ目。今度保険証の問題なんですけど、保険証、私も国民健康保険に入って保険証頂いておりますが、これは法律に基づいて国民健康保険法に基づいて、保険、共済とか他の社会保険を別にしますと、皆保険ということですから、保険はもう皆保険です。保険証は当然交付するんです。ところが、本来皆保険であるにも制度でもあるにもかかわらず、法律に基づいて、にも関わらず、それとは別個にいろんな事情で保険税が滞納してるのかということ、これは法律、国の制度、国のやり方で市町村もやってるんですが、短期保険証。短い期間でしか使えないですよ。それから資格保険証。とりあえずは10割払いなさい、こういう保険証。というものが事実上、国民健康保険税の滞納してる方に督促を促すという実質的なペナルティでこの保険証を発行してるんですが、これも決算等で取り上げたことありますが、今この保険証受け取っていない人、何人いるのか。更には本来国民健康保険税の滞納を状況をきちっと調べて、その払って貰うっていう手続き手段、役場の職員の対応はそれはそっちの対応であつて保険証は本来交付すべきなんですよ。何故郵送等でやらないのか。その点についてお聞きしたいと思います。

(議長)

「町長」

「町長」

2問目の問題、国保についての問題ではありますが、国保税の課税に当たっては所得や固定資産の状況により決定されることから、それらの課税状況がわかる7月からの納期になっていることについては、私から言うまでもない所であります。また、被保険者世帯において冬期間の収入が相対的に少ないことや、国保途中加入者や未納者に対する整理期間を要することから、国保税の納期を12月までと設定し、年6回の納期とさせて貰っているところでございます。なお、国保税については納期内納付を基本としておりますけれども、どうしても納期内に納付できない事情がある場合については、納入回数を含めて相談を設けて対応をしているのも事実でございます。必ず6回でなければならないということではなくて、逐次その対応を考えているという状況でございます。現在の納期は昭和58年度から定着してきており、当面納期の変更は考えていないところであります。平成29年度に予定されている国民健康保険の広域化を見据えながら、検討して参りたいというふうにあの思っているところであります。

また、国保に関する2問目の問題ですが、短期被保険者証及び被保険者資格証明書についてでありますけれども、本年度につきましては被保険者間の負担公平と納付勧奨等を目的に実施しているものでございます。現在、受け取っていない世帯数は、短期被保険者証で36件、被保険者資格証明書で10件が未交付となっているところでございます。未交付世帯の方々に郵送で届けるべきとのご質問でありますけれども、税の負担公平と滞納者と面談機会を設け納付勧奨等を行うためのものでありますことから、現在のところ郵送の考えは持っておりませんので、ご理解頂ければと思います。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

多分第2問目はきっと担当課長が答えるでしょうかね、答えるとすればどなたになるんですかね。あ、了解。そちらの方向いて喋ります。

(議長)

町民福祉課長答える。

「小野寺議員」

それで私は、あの町長選挙もあるということも含めればですね、今大きな政策的な課題をこうすべきだということを答弁求める、そういう無茶なことは言いません。私聞いているのは、事実関係も含めて改めてちょっと聞きたいんですよ。こういうふうにすべきだとかしなさいと、とりあえず言いません。

1点目、できない理由。全然回答になってませんよね。それで7月に課税の部分が確定する、それはもう重々分かってますよ。それで、例えば4月から課税してる所は当然一定程度見積もりでやりますよね。それはどこかでまた調整すると。理由はきっとそれがめんどくさいということなのか分かりませんが、いずれにしても教えて下さい。江差町ができない理由。したくないからしないのか。きちんと教えて下さい。

それから2つ目。36件、10件。それでこれも今日あまり押し問答はしません。すぐ郵送しなさいとか、もうこれ以上は言いません。お聞きします。36件、それから10件の方々の生活状況、実際に私も担当課の方とも話しました。私も何件かはこういう方々と対応して、まあ生きるか死ぬかと言ったらちょっと大げさになるかもしれませんが、それに近いだけの状況の人がいました。全部がそうとは言いません。多分そうではないでしょう。中には全く心配ない状況もきっとあるのかもしれませんが。そうではなくて、万が一未交付でそれが生死に関わると、これは私がとんでもないこと言っているのではなくて、全国で何件も起きてるってことご存じだと思うんです。たまたま保険が無いがために、その保険の手続きをとれないがために、結果的にお金が無くて病院に行かなくて死んでしまった。そういうことが万が一にでも江差で起きないために聞きたいのは、36件とこの10件の生活実態、特に医療はどういうふうにされているのか、ましてや子供さんはいないと思うんですが、今子供さんいるところはちゃんと発行しなさいってことになってる筈なんですけれども、この世帯の構成がどうなっているのか、これ教えて下さい。

(議長)

はい「町民福祉課長」

あれ、違うね、税務課長か。

町民福祉課長だろう、答えるの。そうだな。

「税務課長」

初めの方は。

(議長)

初めの方。

「税務課長」

はい。

(議長)

うん、そしたら「税務課長」

「税務課長」

1 問目の方の納期の 12 回について答弁させていただきます。

できるできないということよりもですね、12 回をやるという形になりますと、先程町長申しましたとおり、最初の 3 か月間については仮で徴収をしなくてはいけないってことになります。仮で徴収するということはどういうことかと申しますと、前前年の所得状況に応じて課税をしていくってような形になりますので、この場合、前前年の所得が多くて前年の所得が少ない場合、どうしても 3 か月間は多く頂かなくてはいけないという状況になります。で、その 3 か月が済んだ後に 7 月から今度本算定になりまして、でそれを調整するような形になるんですけれども、これでお金を返さなくちゃいけないとか極端な話ですね、そういうような事情が出てくるということもありまして、昭和 58 年から仮算定はしてこなかったというのが事実でございます。で、そういう確かに 12 回になるとですね、平準化されて、1 回あたりに収める金額は少なくなるんですけれども、そういった多く、本来であれば少なく払わなくてもいいところを多く払わなければならない期間があったりですね、で、この地域に於いては国保に加入してる方に農家の方とか或いは建設業の方、町長申しましたとおりですね、冬季間に相対的に収入が少ない方がいらっしゃるんで、必ずしも回数を増やすことによって納めやすいかっていうことになりますと、ちょっとそういう部分については疑問点もございますので、当面こういう形で 6 回ということをご理解頂ければと思います。

(議長)

はい「町民福祉課長」

「町民福祉課長」

それから 2 つ目の質問でございますけども、まず子供のいる世帯がどうなってるかというふうなことでございますけども、現在、対象なる世帯、18 歳以下の子供さんがいらっしゃる世帯は 16 件ございまして、ただし、私どもは法令に基づきまして 18 歳以下の子供につきましては教育面や養育面等を考慮しまして、法令に基づきまして資格証の交付はしておりません。

それから、6 か月の短期証の交付、これを郵送でしております。

「小野寺議員」

郵送。

「町民福祉課長」

はい。

それとですね、生活状況を把握してるか、それから手遅れ死についてのご質問でございますけども、短期証につきましてはご存じのとおり通常は有効期間が2か年でございますが、6か月以下というふうな部分で発行しております、有効期間がですね、短期証の場合は短くなるだけで医療給付が停止になるものではありません。それから且つ納税相談を受けた方につきましては

「小野寺議員」

未交付の人のこと聞いてるんですけど、ちょっと時間ないから端的に言って下さい。  
未交付の件。

「町民福祉課長」

ですから、納税相談に来られた方につきましては、きちっと納税の見込みが立たなくても短期保険証は発行しておりますので、納税相談に来て頂きたいと。それがですね、生活状況を把握するというふうなことにもつながると思いますので、よろしくお願い致します。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」

「小野寺議員」

ちょっと待って下さい、私聞き違いかな。

短期保険証と資格、要するに36件が取りに来てないってことですね。ですよ、未交付です。だから私聞いているのは、いいですよ、未交付の状況の人達はどのように生活、確認してないんですね。子供さんのいるところは先程言ったこれ国の方から法律ではなくて通達で交付しなさいよと、通達行ってるんですよ。だからそれ守って子供さんのいるところは郵送してると、それは当然と言えば当然。で、それ以外については取りに来たらちゃんと渡すんだから取りに来てくれればいいと、言ってるのでつまり、取りに来ないから生活実態も分からないということですか。どういうふうにその方々が今生活してるのか、そもそも身体が悪いのか健康なのかも含めて、それは分からないということなんですか。そこだけ教えて下さい。

(議長)

はい「町民福祉課長」

「町民福祉課長」

基本的にですね、私ども通知の中ではですね、納税相談をして下さいというふうな部分と、納期毎に通知しております。ただ、来られない場合はですね、電話一本でも頂ければ納税相談員もおりますので、自宅までお伺って相談することは可能でございます。事実、短期証交付した部分もございますので、ご理解願います。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

小野寺、さん、小野寺議員

「小野寺議員」

時間ないので次移ります。

(議長)

次の質問ってこれ3回目じゃないのか。

「小野寺議員」

なるべく午前中で終わりたいって思ってたんだけど。

(議長)

次だな。

はい、「小野寺議員」

「小野寺議員」

いずれにしても、大変な状態になるということ課長よく覚えといて下さい。

皆じゃないですよ。

3番目。そのまま言います。

農地の活用について、国の方で制度が変わりました。農地の運用について大きな動きが出てます。農地中間管理機構、いわゆる農地バンクってやつですね、どのように今江差町として動いてるのか、それから実態として農地の活用状況、有効活用って

いうことも含めて、国がどんどんあらぬ方向に行かないように町として頑張ってもらいたいと思うんですが、どういうふうにならぬ方向に今検討しているかということで、教えて頂きたいと思えます。

(議長)

「町長」

「町長」

農地中間管理事業につきましては、担い手への農地の集積、耕作放棄地の解消等を目的として、本年の4月から公益財団法人北海道農業公社が機構業務を開始したことは、議員ご案内のとおりでございます。

この間、本年5月に公社主催の地区、地区別説明会が道内各地で開催され、6月の借り受け希望者の公募には、道東を中心に19市町が手を挙げたところでございます。

本町に於いては現在の動きにつきましては、9月に全道区域を対象とした借り受け希望者の公募が開始されることから、当該事業に関する本町への委託業務の内容や、農業委員会との調整等、庁内に於いてあらゆる角度からの検討を行っており、今後も近隣町や関係機関との情報共有や連携を図りながら、遅滞なく事務を進めて参りたいと考えているところでございますのでご理解のほどお願い申し上げます。

また、農地の活用状況につきましては、農業委員会が管理している農地基本台帳や農業所得安定対策事業で、個々の農家が作成する申請書類等により、本町の農地の所有者や作付状況については、ほぼ全域を把握しているところでございます。

現在、町として検討していることは、農業委員会が保有する農地基本台帳のデータベース化や図面化等による一元管理を目指しており、これらの情報をもとに、今後、想定される農地の利用配分計画や、本町の農業ビジョン、或いはアクションプランの策定に役立てていきたいと思っているところであります。いずれに致しましても、農業振興の礎である農地の適正な管理等について、農業委員会と連携を図りながら万全を期して参りたいと考えているところでございますのでご理解頂ければと思えます。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

分かりました。この点ちょっと再質問は控えますが、いずれにしても課長、今農業委員会が事実上、どんどん本来の業務がこの農地中間管理機構に吸い上げられちゃって、農地を守る番人って位置にはもうならなくなるかもしれない。農協が潰されるかもしれない、という大変な状況になっておりますので、引き続きあの頑張っって貰いたいということに止めます。

4 番目。新幹線対策。やっと名前が決まりました。いずれにしても、どれだけ我々頑張っってどれだけの部分で観光客を呼べるかどうかというのは、なかなか分かりませんが、しかし黙ってこまねいていたらだめだっていうことは、きっと同じ共通認識かなあとと思います。それで、私もあまりよく、専門外で分かりませんが、なんとなく質問できるなあと思ったのこれです。

私達共産党議員団で、定例的に月1回2回檜山の議員団、渡島の議員団といろんな論議していると必ずこの新幹線問題、特に奥尻などやはり広域で連携するということが出てきます。奥尻町ではこういうことやってるよとか、厚沢部では、まあ厚沢部ちょっとあれだったかな、渡島の方のこんな論議とかですね、そういう意味では特に私、江差、奥尻、木古内、こういう部分の連携が必要だと思います。あの実はこの後担当者からいろいろ教えて頂きました。担当者、担当課が頑張っってということが実はこの質問した後にも改めて分かりまして、大変御苦勞されてるなということが分かりましたが改めて、名前が決まったからではありませんが、この連携について町長のご見解も伺いたいなと思います。

(議長)

「町長」

「町長」

小野寺議員、最後の質問ですが、新幹線対策について、でございます。

新幹線開業対策についてでございますけれども、開業を見据えた取り組みについて、関係町との連携を密に図ることは当然のごとく重要なことであると考えております。これまでも様々な連携を図ってきているところでございます。一例として、渡島・檜山の全町で組織する「みなみ北海道観光推進協議会」によるアクションプランの策定、また、奥尻・木古内を含む渡島・檜山南部9町で組織する「木古内駅活用推進協議会」による二次交通と一体となった観光メニュー作りの取り組み、さらには、函館圏と青森県が中心となり、JR東日本と連携したツアーメニューの開発や、観光PRを目的とした「ディステーションキャンペーン」への参画についても検討しているところでございます。新幹線開業効果をしっかり享受できるよう、今後も関係市町と連携を図り各種事業を展開して参りたいと、このように考えておりますので、是非あのご理解を頂いて応援お願いを申し上げます。以上です。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」

「小野寺議員」

あの、江差と木古内とか、江差と奥尻とか、江差と北斗とかっていろいろな論議しちゃうと、それはそれで話が膨らみますので、ちょっと一つ二つ、例えばということでこれはどっち見て、こっちか、ああそうだ、ごめんなさい。

で、一つは実はご存じだと思うんですが、奥尻の観光協会の会長。共産党の町会議員なんです。それで本当に私あの別に同じ共産党の議員だからっていう訳じゃありません、奥尻の生活そのものがある意味では奥尻の観光であり、奥尻の漁業であり、本当に苦労してるなど、それから観光関係の人達、観光関係の人達というか、言わば漁業者であり宿泊施設の人達であり、観光も生産も同じような人達が一体となってやっていますが、よく聞きます。その観光協会の会長から。奥尻に行くという部分はまずは江差、せitanも多いかもしれませんが飛行機もあるかもしれませんが、まずは江差。そうすると、奥尻・江差・木古内にしても、奥尻・江差・北斗にしても、いずれにしても奥尻に行こうという部分については、奥尻の魅力が高まればおのずから江差の部分も当然通る、一定程度お金も落とす、というかお金を消費して貰う。ですから我々もそのフェリーの活用、その周辺のお土産とかっていうことも頑張らなくてはならない。

もう一つは奥尻とうまくタイアップして奥尻の魅力も、我々もなんか共にやっていく、どうまくいけば江差・奥尻、という部分もなんかそこら辺も考えてもいいのではないかな。フェリー会社ともう少し連携して料金の設定など、奥尻で相当頑張ってますよね。奥尻にはいろんなちょっとよく分からない部分もありますが、いろんなあの、それこそエビネだとかですね、そういう専門の部分の人達がそこに行ったら見れるぞという部分もありますよね、礼文なんて、私かつて宗谷にいまして、奥尻と同じようにあの礼文の花、すごいんですよ。で、あれを奥尻でもっと宣伝するとか、そういうような取り組みをやっていけば、私は新幹線からお客さんを引っ張ってくるだけの努力の方向性としては見えてくる部分も出てくる、かなということで、ちょっとご答弁を頂きたい。

(議長)

「追分商工観光課長」

「追分商工観光課長」

はい、小野寺議員の仰る通りだなと私も思っております。

今言った奥尻だけという話では当然ないんですが、奥尻だけを例にとってまずお話しさせて頂くと、これまでも、せたな・江差・奥尻、なんていうんですかね、奥尻に渡って次に江差に来る、江差から渡ったらせたなに渡るというようなですね、運航をされる方についての片道の免除、料金の免除というようなことを行ってきましたが、この新幹線の開業に向けましてですね、江差から乗ってまた江差に戻ってくるお客さんが増えるのではないかとすることも予想されるものですから、今後奥尻航路の活性化協議会ではこれに対しても片道助成しましょうというようなですね、取り組みも含めて実施しております。

併せまして奥尻で行われますムーンライトマラソンにつきましてもですね、この協議会の中で、こちらの物産も持って行きながら、訪れるお客さんに魅力ある滞在期間を過ごして頂くということで取り組みをしております。今言われたような具体的な部分ではまだ煮詰まってない部分もございますが、今後もまたそういう魅力作りに向けて取り組みをしていきたいと思っております。以上です。

(議長)

いいですか。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

以上で小野寺議員の一般質問を終わります。

(議長)

以上で、今定例会に通告がありました一般質問は全て終了致しました。  
これで、一般質問を終結致します。

(議長)

昼食のため1時まで休憩致します。

(休憩)